



# 島根県報

平成23年 5月10日 (火)

号外 第 114 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 2

**告 示****島根県告示第339号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町伏谷938番1地先から同937番8地先まで	メートル 254.00	平成23年 5月10日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町伏谷809番1地先から同1455番1地先まで	208.00	平成23年 5月10日		
〃	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国ハ279番2地先から同ハ308番2地先まで	358.00	平成23年 5月10日	浜田県土整備 事務所	